

一九二〇～四〇年代における医学視学委員の発足と活動

——公立医科大学の設立にかかわる資料を手がかりに——

吉川卓治

はじめに

一 医学視学委員の発足

(一) 「医専濫設」と抑制策の模索

(二) 抑制策の転換

二 敗戦直後の旧制医科大学設立と医学視学委員

三 医学視学委員の改組と活動

(一) 医学視学委員の改組

(二) 名古屋帝国大学医学部教授齋藤真による山梨県立医学専門学校の視察報告

おわりに

はじめに

戦前の医師養成システムは、高等学校（大学予科）の卒業者を受け入れる大学と、中学校卒業者の入学する医学専門学校での養成という二元的な構造になっていた。この仕組みでは医師の資質に格差が生じてしまうため、文部省は、その格差の解消と資質向上のために大学で統一的に医師を養成する「医育統一」を一九一〇年ごろより政策方針に位置づけてきた^①。しかし、すでに設置されていた私立医学専門学校の処遇——とりわけ女性への大学進学を基本的に認めていないなかでの女子医学専門学校の処遇——に見通しをもつことができなかつた。加えて一九二〇年代後半になると、私立医学専門学校の設置認可を求める社会的・政治的圧力が高まった。文部省は対応に苦慮するが、一九二五年には日本大学専門部医学科、帝国女子医薬専門学校、一九二七年には大阪高等医学専門学校、一九二八年には昭和医学専門学校、岩手医学専門学校、九州医学専門学校、大阪女子医学専門学校と、次々と認可していくことになった。

さらに戦時下では、一九三七年に設置された教育審議会で「医育統一」の基本方針は確認されたものの、軍部による軍医養成の強い要求を受けて、一九四一年には各帝国大学および官立医科大学に臨時附属医学専門部が設置された^②。さらに官立医学専門学校の設置方針が報道されると各地で誘致熱が高まり、そのエネルギーは多数の公立医学専門学校の新設をもたらし^③た。こうして敗戦の時点で国内には、一九校の官立医学専門学校（附属医学専門部一三校を含む）、一九校の公立医学専門学校（附属医学専門部一校を含む）、一三校の私立医学専門学校（附属医学専門部四校を含む）が設置されていた（公立医学専門学校は二〇校設置されたが、徳島医学専門学校のみ一九四四

年四月に官立移管された。

こうした「医育統一」という理想と、医師養成を専門学校に依存せざるを得ない現実との「はざま」で誕生したのが医学視学委員だったと考えられる。医学視学委員が戦前の医学専門学校における教育の「質保証」や戦後の医学専門学校の処理に関与していたことはすでに指摘されている。林透は、医学視学委員が一九二九年十二月に初めて設置され、私立医学専門学校の無試験免許指定のための審査を行なったり、営利主義への傾斜や不正入学の横行が社会問題化（「インキキ学校征伐」）した際に在校生の学力を審査する「国家試験」を実施したりすることで医師養成の「質保証」にかかわったことを明らかにした。⁽⁴⁾ 米田俊彦は、一九三九年になされた医学専門学校の学科課程改正に医学視学委員の働きがあつたことに言及している。⁽⁵⁾ 橋本鉦市は、敗戦後、GHQ/SCAP公衆衛生福祉局（PHW）の主導により医学視学委員の新たな選出の仕組みが作られ、新委員が選ばれるまでの経緯、その新医学視学委員が医学専門学校のA級B級判定に果たした役割などを示してきた。⁽⁶⁾

このように医学視学委員の組織や役割がどのようなものだったのかということについては、一九三〇年代から四〇年代を中心に大筋で明らかになっている。しかし、未解明の部分もないわけではない。そもそも戦前に医学視学委員がなぜ、どのようにして発足したのか、医学視学委員は敗戦直後から改組されるまでのあいだ、どのような活動をしていたのか、新しい医学視学委員の視察はどのようなものだったのか、といったことはまだ十分に明らかにされていない。

そこで本稿では、先行研究に多く依拠しながらも、新しい資料を紹介しつつ次の作業を行なう。第一に、戦前において医学視学委員が発足した経緯を明らかにする。第二に、医学視学委員が敗戦直後に旧制の公立医科大学への昇格過程に関与していたことを示す。そして第三に、GHQ/SCAP/PHWの指示のもとでなされた医学視学

委員の改組過程をやや詳しく示したうえで、大学昇格を目指す公立医学専門学校で新医学視学委員が実施した視察の一端を紹介する。戦後、新旧の医学視学委員が提出した報告書を通して、戦前の旧医学視学委員から新医学視学委員への移行過程における未解明部分が少しでも明らかになればと考えている。

一 医学視学委員の発足

(一)「医専濫設」と抑制策の模索

医学視学委員はどのようにして発足したのだろうか。ここでは、医学総合雑誌として定評のある『医海時報』に掲載された記事を主に用いて明らかにしたい。⁷⁾

一九一八年に大学令が制定され、翌年以降、官公私立の医学専門学校は次々と医科大学に昇格していった。対照的に医学専門学校はしばらく新設されなかった。ところが、すでに述べたように、一九二〇年代後半に入ると状況は一変する。一九二五年に日本大学専門部医学科と帝国女子医薬専門学校が設置され、二年後の一九二七年には大阪高等医学専門学校が創設される。この年の八月六日の『医海時報』は、「医専校熱随所に高まる」と報じた。⁸⁾

こうした状況に対して、「医育統一」の推進を求める医学者たちは危機感を覚え、文部省への働きかけを開始した。一九二七年九月二十七日、東京帝国大学医学部名誉教授の入澤達吉と田代義徳が文部省を訪問し、「医学専門学校等の濫設は却て医育向上の精神を毒するの虞ある」と西山政猪専門学務局長に力説した。さらに文部大臣の水野錬太郎にも訴えたが、水野は専門学校令が存在する以上、それに基づいて手続きを踏んで出願した場合には文部省も

故なく拒むことはできない、と消極的な回答するにとどまった。^⑨

だが、「医育統一」論の提唱者として知られ、大阪医科大学初代学長を務めた佐多愛彦も黙つてはいなかった。一九二八年二月十一日の『医海時報』は、佐多が入澤や田代等と会談し、「医専校勃興」に対する「対案」を研究して、大いに輿論に訴えようとしているとの伝聞を報じている。^⑩二月二十七日には、佐多に近い大阪府医師会も、五月開催の関西医師大会に「近時医学専門学校統出の傾向あるも医育統一の主義に反するを以て将来之が濫設の弊に陥らしめざることを文部大臣に建議する件」を提出すべく決議した。^⑪

こうした働きかけをうけて文部省内でも「医専濫設」を抑制するための具体策について検討が始まった。一九二八年三月三日の『医海時報』は、大学設立には基本財産設定の規定があるが、医学専門学校設立に関して同様の規定はない、それゆえ「将来幾多の而も不充なる医専の簇生も、排し難き」ゆえ、一定の基本財産を持たぬ医学専門学校は認可しないよう制度化することが文部省内で有力な議論になりつつあると報じた。^⑫四月二十八日には、文部省で私立医学専門学校の認可条件として五〇万円の基本財産を積ませることについて調査中と報じられた。^⑬五月十九日には、文部省が医学専門学校の設立認可に際し、五〇万円以上の「維持基金」の供託と文部省での管理、大学並みの校舎・講座・学用材料、収容学生数の厳守などを条件とすることで医学専門学校の増設を抑制するつもりだとも報じられた。^⑭

このように私立医学専門学校の設立認可に際して一定額の基本財産を条件とすることを軸に抑制策が検討されていく。一九一八年以降、私立高等学校の場合、五〇万円以上の基本財産を有するべきことが高等学校令で定められていた。私立大学については、大学令で「少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス」と規定されており、金額は文部省の「発専七八号」通牒や「大学設立認可内規(秘)」で一学部につき

五〇万円以上と定められていた。¹⁵⁾これに対して、専門学校令や公立私立専門学校規程には基本財産について根拠となる規定はなかった。このため、基本財産の設定を条件とするといっても法的な根拠が脆弱だったことは否定できない。

文部省の求めた基本財産の金額についていえば、『医海時報』は五〇万円とか、二五万円あるいは二〇万円と報道したが、実際には一五万円だったとみられる。日本私学教育研究所蔵の春山順之輔資料には一九三一年ごろに作成されたとみられる「医育関係各大学、専門学校比較統計表」と題された簿冊がある。¹⁶⁾そのなかの「私立医科大学及医学専門学校基本財産調（昭和五年度末）」欄に記載のある基本財産額は、九校の医学専門学校のうち、日本大学専門部医学科は三〇万円、帝国女子医薬専門学校は二二万円、岩手医学専門学校一七万円となっているが、大阪、昭和、九州の三校は一五万円とそろっており、金額の記載がない東京医学専門学校は土地の坪数が示され、その評価額が一五万三六〇〇円となっている。一五万円が意識されているのは明らかである。例外は、東京女子医学専門学校（一九一二年三月設立認可）と大阪女子高等医学専門学校（一九二八年六月設立認可）である。前者については基本財産の欄に七万七六〇〇円とあるが、後者に関しては金額が記されておらず「昭和三年創設当時ノ基本金ハ設定ナシ」とあり、欄外に「大阪女子高等医学専門学校病院及諸設備ト共ニ目下督促中ナリ」とある。ただし、開校当時の「財団法人大阪女子高等医学専門学校寄附行為」の財産目録には基本財産として二二万円が記されている。¹⁷⁾東京女子医学専門学校は歴史が古いからここでは除くが、一九二〇年代後半以降に設置された医学専門学校には基本的に二五万円以上の基本財産が設定されていたとみることができる。

このように法的根拠が弱いうえに、金額も低めに設定されたこともあって、基本財産の設定要件は、「医専濫設」に歯止めをかけるのに十分な効果を發揮することはできなかった。『医海時報』は、一九二八年七月七日の社説で

文部省は医学専門学校設立を断念させようと、法的根拠もない供託金を求めたが無意味だったと非難した。⁽¹⁸⁾ しかも、一九二九年五月六日には私立医学専門学校長が集まって協議会を開催した。七校一一名が参加し、医学専門学校の必要性を訴えていくことなどを話し合った。⁽¹⁹⁾ 私立医学専門学校の側も結束して抑圧に抗する動きを示すようになってきたのである。

(二) 抑制策の転換

こうしたなか、文部省は「医専濫設」の抑制策を転換していく。第一に、今後、医学専門学校の新設を認めないことを「省是」とした。『医海時報』は、一九二九年八月二十四日に「文部省の医育に対する意見は、漸く最近に到つて、省是として決定された。即ち『医学専門学校は将来設立の必要を認めず依つて認可を与へざる事』と断乎として決定せりと」報じている。⁽²⁰⁾ もちろんどこまで効力があるものなのかはよくわからないが、文部省の「決意」が伝わることによる、ある程度の抑止効果はあつたと思われる。

第二は、医師養成の実施状況を専門的な観点から視察・監督する仕組みの導入である。それにより既存医学専門学校の水準を向上させることで「医育統一」に近づけようとしたわけである。一九二九年七月三日、「医育統一」支持の立場から「医専濫設」を憂慮した、入澤、田代、佐多のほか、林春雄東京帝国大学医学部長、長与又郎伝染病研究所長、隈川基海軍軍医少将等が学士会館において意見交換したうえで、十九日に小橋一太文相を始め、政務次官、事務次官、専門学務局長と会見した。⁽²¹⁾ その協議のなかで、文部省は、医師養成の問題に特化した「督学官」の設置を表明した。文部省の某当局者の話によれば「差向医育に関する督学官を設けることが、医育改善の上に非常な便利である。……今回入澤博士を始め、医学界に於る権威者諸氏が、轡を並べ文相を訪ふた結果、先第一着手

として如上の権威者によつて、医育に関する督学上の事態を監視して貰ひたいのである。幸ひにして諸氏も『吾々が役に立つことなら敢て辞せない』と云ふお答を得た²²⁾と述べたという。

もともと文部省官制では、一九一四年以来、学事の視察監督をつかさどる奏任の（一九二九年以降は一名を勅任とすることも可能になった）専任督学官が置かれていたため、そのポストを利用することが検討・提案されたのだろう（あるいはこれを機にポストの増加が企図されたのかもしれない）。しかし「元来督学官々制に依ると、勅任官は一名に限られて居る。それも充員されて居る。勢ひ事務嘱託の外あるまい」とも伝えられていた²³⁾。実際、官制上に根拠をもつ督学官ではなく、嘱託の「視学委員」として職務を依頼することになった（したがって、職名は「文部省視学委員」であり、「医学視学委員」は正式の職名ではないが、本稿では慣習的な呼び方にしたいが）医学視学委員と記しておきたい。

こうして一九二九年十二月十三日、田中隆三文相の下で、入澤達吉、長与又郎（東京帝国大学）、林春雄、佐多愛彦、森島庫太（京都帝国大学名誉教授）の五名を医学視学委員に任命した²⁴⁾。医学視学委員は、十二月二十一日、文相官邸で政務次官、事務次官および赤間信義専門学務局長、その他督学官数名と会見した。文相は、すでに医師は過剰であり、医育機関新設の出願者に認可せざる旨を示達しており、また「各府県地方長官に向つても同様の趣旨を以て、将来公私立の医育機関の設置は認可せざる旨を通達した」、今は「各公私立の医育機関の大整理」が必要と考え、経営実態、設備等を調査したい、と挨拶した。早速午後から、この三月に卒業期となる帝国女子医薬専門学校に臨んで欲しいと赤間専門学務局長より依頼を受け、森島、林、佐多の三委員が同校を視察した²⁵⁾。

医学視学委員の職務内容については、「文部省督学官及文部省視学委員学事視察規程」²⁷⁾が適用された。先に紹介した春山資料中の「医育関係各大学、専門学校比較統計表」の冒頭にも同規程が綴じられている。この規程には督

学官の視察事項については列記されているが、視学官については下記のようにあるにとどまる。

第六条 文部省視学委員ハ文部大臣ノ命ヲ受ケテ特ニ指命セラレタル学事ヲ視察ス

視学委員視察ヲ終リタルトキハ一箇月以内ニ復命書ヲ提出スヘシ

第二条及第四条ノ規定ハ視学委員ノ視察ニ関シ之ヲ準用ス

本条文中で参照されている第二条は緊急処理が必要な場合の対応、第四条は必要な場合には授業を行なわせたり学力試験を実施したりすることができるとしているものである。実際に医学視学委員は、医学専門学校の視察に際し、授業の参観や試験を実施することになる。

医学視学委員は、まずは卒業生に医師免許を付与するための無試験免許指定審査を行なうべく学校視察を進めていく。一九三〇年代に入ると、「インチキ学校」として社会問題化した営利主義的な学校経営や不正入試を是正するための視察が加わることになった。一九四〇年前後には医学専門学校の学科課程改革にもかかわっていく。戦前におけるこれらの活動については、さしあたり先行研究に譲っておきたい。

二 敗戦直後の旧制医科大学設立と医学視学委員

敗戦直後の時期、医学視学委員はどのような活動をしていたのだろうか。従来ほとんど取り上げられてこなかっ

たが、一九四六年十月に医学視学委員が改組されるまでのあいだ、戦前来の医学視学委員が兵庫県立医学専門学校を基礎に兵庫県立医科大学を設置するための認可に際し、視察と協議を行なっていた。国立公文書館所蔵の兵庫県立医科大学の設置認可申請書⁽²⁸⁾（一九四六年三月十一日提出）に添付されている原議案には「備考」として「本件ハ去ル四月六日開催ノ視学委員会ニ於テ全員一致賛成アリタリ」とあり、医学視学委員の佐多による報告書と、それに私信のような文書が添付してある。

まず後者を掲げよう。これは下部に「佐多用箋」と印刷された自家用箋（罫なし）にペン書きされたものである。

劍木課長殿

侍史

三月廿八日 佐多愛彦

謹啓 時下愈御清祥奉恭賀候、

陳者貴命に依り大阪市立医専及兵庫県立医専并同病院視察其結果ヲ別紙の通り御高覧に供上候、何卒御査閲被下度奉希候、

尚ほ最近マツカアサー司令部との御関係上医育関係に於ても種々問題有之趣、マ司令部医師免許法改善委員より一々伝承何れも尤の注文にて這際は大奮発を以て我邦の医育をも相当改革相願度希望に不堪候、斯る折柄再三上京愚見も開陳仕度の処、毎々勝手勝に打過ぎ誠に不相濟次第と存居候、何卒今暫く御諒恕被下度奉懇願候、

幸に昨年之の戦災にも不拘心身至て健康に暮し居候に付乍余事御安伸被下度奉希候 敬具

これによると、劍木亨弘大学教育課長よりの命により、大阪市立医学専門学校と兵庫県立医学専門学校の視察を実施したこと、GHQ／SCAPの主導する医師養成制度改革に佐多が期待を寄せていることなどがわかる。ただし、大阪市立医学専門学校の視察報告はここには見当たらず、「大阪市立医科大学設立認可申請書」にも綴じられていない。またGHQ／SCAPの進めようとしている改革への期待は、もちろん当時の時代状況を考慮しなければならぬが、戦前以来の佐多の医学教育に関する主張から考えてGHQ／SCAPへの迎合というよりも、むしろ本心に近いとみることができよう。²⁹⁾

医学視学委員の報告書は、公立医学専門学校を基礎として設置が認められた、他のどの旧制医科大学の設置認可申請書にもみられない。なぜここに残されているのかはわからない。以下にその全文を掲げておこう。こちらは「佐多用箋」と中央に印字された縦罫の自家用箋にペン書きされている。

一、兵庫県立医学専門学校

本校ハ兵庫県立高等女学校ノ校舍ヲ使用ス、鉄筋コンクリート堅固ナル建築ニシテ其面積ハ相当ノモノナリ、一般講堂及式場等ハ充分ナルモ各科教室ニ充用ノ各室ノ配置及構造ハ元高等女学校ヲ目標トシタルモノナルニ付医学教育ノ目的ニ対シテハ相等³⁰⁾ノ改造ヲ要スルモノアルモ抗戦及空襲ニ際シ僅ニ戦災ヲ免レタルモノナルヲ以テ設営ノ工作意ノ如クナラス、相当ノ営繕費ト設備費トノ予算ヲ実行スルヲ得ス、(医専及医院昭和十九年度歳出臨時部九四二、八四七円、決算五六四、三三七円、同二十年度予算一三二、七三九円也) 現在病理解剖室、解剖実習室、組織実習室等ハ稍緒ニ就キタルモ医学実習室ハ未ダ完整セス、生理学実習室モ尚ホ設備成ラス、実験研究ノ作業ハ細菌学ニ於テハ活動ノ状アルモ其他ノ基礎科教室ハ其設備將ニ着手セラレツツアリ、遠(カ)ラス豊富ノ予算ヲ実行シテ其設営ヲ充足スルニ至ル可シ、

各科ノ教授研究ニ充ツ可キ実験用ノ機器器具ハ相当豊富ニ購入準備セラレツツアリ、設営工事ノ進捗ト共ニ大ニ其機能ヲ發揮スルニ至ル可シ、

教員ハ臨床部ハ旧県立病院ノ医長ヲ引継キタルモノナルヲ以テ全部専任ニシテ相当完備セル病院ノ実験室ニ抛テ從來既ニ相当ノ研究成績ヲ挙げタルモノ多キモ其中ニハ在職既ニ数十年ニ及ビ新鋭ノ熱意ヲ欠キタリト見フルモノモ無キニ非ス、将来ノ改善ニ依テ其内容ヲ昂揚セシムルノ要アル可シ、

基礎科ノ教員ハ新進ノ少壯者多ク且ツ殆ント全員専任者ニシテ最近大阪帝大等ヨリ正教授ノ転任ヲ見タルモノモアリ、其内容ハ充実セリト見ル可シ、但タ一二復員軍人ニシテ其位置未確定ノモノアルモ大体ハ就任ニ差支無キモノトノ事也、予算関係ハ豊富ナル兵庫県財政ノ下ニ包括セラレ学校及病院ノ収入ニ頼ラサル県費補助モ臨時及經常ノ両支出ニ亘リテ豊富ナリ、殊ニ同県ハ本校ノ大学昇格ヲ申請中ナル関係上大学創立ニ伴フ寄附金三百万円ハ既ニ申込済トナリテ之ヲ本年度ニ支出シテ營繕及設備ニ充テ研究費ノ如キモ病院・学校ノ収入ニ頼ラサルモノ年額十万円ヲ計上シツツアリ、今回ノ視察ニ際シ県当局ニ向テ将来ハ学校及病院ノ全支出ニ対シ約三分一ハ県費ノ補助ヲ經常費トシテ負担スルノ理想ヲ実行スル様勧告シ置キタリ、

一、兵庫県立医学校病院

本病院ハ約十五年前ノ建築ニ係リ鉄筋コンクリートノ堅固ナル建物ニシテ其規模ハ本邦屈指ノ病院トシテ各帝大病院ニ比ス可ク官立医科大学ノ病院ヲ凌クモノト云フ可シ、

昨夏ノ空襲ニ依リテ附属ノ木造館数棟ヲ焼失シタレトモ本院ト附属数棟ハ幸ニ戦災ヲ免レ盛ニ活動シツツアリ、(病床数昭和十九年度五二五床、昭和二十年三月十七日戦災ニ依リ二〇〇床ヲ焼失ス)

各分科ノ外来診察場、手術室及レントゲン室等ノ外ニ各般ノ実験研究室完備シ諸般ノ新機械ト共ニ殊ニ其蔵書ハ現今求

メ難キ貴重ノ文籍多数ヲ収メ同様ナル他ノ大病院ニ優ル処多ク炊事場ノ規模亦大ニ見ル可ク直ニ大学病院ト為スモ更ニ
差支無シト認メラル、

以上

別包

一、兵庫県立医学専門学校概要

二、兵庫県立医科大学設立要項

参照

報告内容は、医学専門学校と病院とからなる。医学専門学校については、施設の不備な点を率直に指摘しつつも、同時に改善に向かっていることを記している。教員組織については臨床部には実績のあるものが多いが、なかには「新鋭ノ熱意」に欠けたものもある。一方、基礎部には「少壮」のものが多く、全体に充実していると評価している。経費についても県費補助が豊富だと評している。病院についても、官立医科大学の病院を凌ぐほどの施設であると高く評価していることがわかる。

三 医学視学委員の改組と活動

(一) 医学視学委員の改組

敗戦後、GHQ/SCAAPのPHWは、クロフォード・サムス (Crawford F. Sams) 局長のイニシアティブにより、日本の医師養成制度を改革するため、PHWとCIE&Eの局員、文部省の松井正夫学校教育課長、田中耕太郎学校教育局長、厚生省の勝俣稔衛生局長、中山寿彦日本医師会長、東京帝国大学医学部の田宮猛雄と東龍太郎、大阪帝国大学医学部の木下良順、慶応義塾大学医学部の西野忠次郎と草間良男、東京慈恵会医科大学の高木喜寛などをメンバーとする医学教育審議会を設置し、一九四六年二月二十七日に第一回総会を開催した。³⁰ それ以後、医学教育審議会は協議の重ね、三月二十九日の総会で、カリキュラムやテキストと並んで医学視学委員についての小委員会を設置することを決めた。³¹ これは佐多が文部省に兵庫県立医学専門学校の視察報告書を提出した翌日のことだった。

医学視学委員小委員会の代表を務めた文部省の松井は、同小委員会が策定した計画を六月七日の医学教育審議会総会で報告した。これに対して、この日、医学教育審議会の議長となった草間良夫が医学視学委員の選出方法、さらに現在の医学視学委員はどうするのか尋ねた。松井は、文部省としては従来医学視学委員を維持したいのだが、医学教育審議会に誰か新しい委員を含めて推薦することを依頼すると述べた。そのうえで松井は、医学視学委員の差し迫った任務は、医学専門学校の水準をどうやったら大学レベルに引き上げることができるのか検討すること、人数は一〇名とし、二名は大学医学部長や医師、教授から、他はこの審議会が推薦したなかから選びたい、選出方法としては、まず医学部のある大学や医科大学から最大二名ずつ、本審議会には最大四名の推薦を依頼する、文部

省も何名か推薦する、最終決定は医学視学委員小委員会が行なう、地域が偏らないよう考慮する、任期は二年程度としたい、といった内容の報告書を読み上げた。これに対してサムスが、どの医学専門学校を排除し、どれを大学にするのか決定するのはとてつもなくたいへんな作業なので一〇名ではとても足りない」と批判した。松井は、文部省の今年の予算では一〇名が上限だと抵抗したが、結局持ち帰ることになった。⁽³²⁾

続く六月十五日の総会では、前日に開かれた医学視学委員小委員会での再検討の結果が松井から報告された。それによると、前回の総会で医学視学委員の規模が小さすぎると批判されたため、今回は各医科大学等から最大三名ずつ提出されたなかから医学教育審議会が二五名を選び、そのなかから文部省が二〇名を指名することにした」と提案した。議論のなかで二〇名のうち一五名は大学教員、五名は教育経験をもつ者とする方針が出され、それをめぐって議論がなされた。⁽³³⁾

この議論を受けて小委員会で再度審議がなされ、その結果が七月五日の医学教育審議会の総会で報告された。松井は、七月八日に全国の医科大学長や大学の医学部長を文部省に招集して、医学教育審議会の医学教育改革について説明するので、そこで計画に基づいて三名以下の候補者を推薦するよう依頼することを説明した。また現在の医学視学委員には文部省が辞任を求めていることも説明された。医学教育審議会は、各医科大学等から推薦される合計六〇名について、小委員会を作って候補者のデータを点検し、候補者をいくつかのグループに分類して報告することにした。そのうえで医学視学委員小委員会が候補者データを見直して八月七日に文部省と会うことになった。⁽³⁴⁾

九月六日の医学教育審議会の総会では、前日に開かれた医学視学委員小委員会が各医科大学等から提案された五九名から地域や専門分野を勘案して二四名に絞ったことが報告され、了承された。さらに文部省に推薦する全体の人数を三〇名とし、残る六名については、医学教育審議会の常任のメンバーをまとめて候補者とするこ

た。⁽³⁵⁾ 実際に医学教育審議会は、メンバーのうち大学の教授・名誉教授六名と日本医師会参与一名の計七名を審議会からの推薦候補とし、先の二四名と合わせ、三一名を九月九日に文部省に推薦した。このなかから文部省は、二二名（医科大学等推薦者から一八名、医学教育審議会推薦者から四名）を選び医学視学委員として囑託することを決めた。⁽³⁶⁾ この二二名が十月十九日に文部省に招集されて初会合を行ない、そこで新医学視学委員として正式に決定された。⁽³⁷⁾ あわせて旧医学視学委員の解囑も発令されている。⁽³⁸⁾

右のような医学教育審議会における医学視学委員の改組と選出の作業に並行して、文部省内では医学視学委員の選出方法および任務等に関する内規案の検討がなされ、八月六日に制定されていた。国立公文書館所蔵の「医学の視学委員について」と題された文書には「医学の視学委員内規（案）」が記されている。⁽³⁹⁾ すでに林が紹介しているが再掲すると以下のとおりである。

医学の視学委員内規（案）

一、任務

1. 視学委員は文部大臣の命を承けて医学関係の大学、専門学校を視察指導する。視察が終つた時は文書を以て視察状況を報告する。

2. 視学委員は医学教育について文部大臣の諮問に応じ又は意見を具申して医学教育の振興充実に努める。

二、視学委員数

視学委員数は概ね二十名とし⁽⁴⁰⁾ 詮衡範囲は次の如くする。

イ、大学医学部又は医科大学の教職員 約十五名

ロ、その他学識経験豊富な者 約 五名

三、詮衡の方法

文部省は医学部のある大学及医科大学に対して各三名以内の候補者の推薦を請ひ、これと別に医学教育審議会の選んだ数名の候補者に就き医学教育審議会に諮問する。

医学教育審議会はこれに応じ詮衡の上約三十名の候補者を文部省に推薦する。

文部省はこの推薦により詮衡決定する。

文部省は右以外に自らの手で数名の視学委員の詮衡することがある。

四、委嘱期間

委嘱期間は二年とし文部大臣がこれを委嘱する。

二年の期間を終へた者でも「前項ノ詮衡方法ニヨツテ選任セラレタモノハ」更に引続いて委嘱する事とする「ヲ得ル」

委嘱の時期は毎年度始めを原則とする。

補欠委員の委嘱期間は前任者の残余期間とする。

(傍線部はみせけち、「」は挿入)

この内規によつて、医学視学委員が、医学関係の大学や専門学校の視察指導および医学教育についての諮問への応答と意見具申を任務とすることが明確になった。戦前以来、医学視学委員が実際に進めてきた活動を明文化したものと評価することができる。

(二) 名古屋帝国大学医学部教授齋藤真による山梨県立医学専門学校の視察報告

二二名の新しい医学視学委員のなかには、名古屋帝国大学医学部教授の齋藤真が含まれていた。齋藤は、一八八九年に宮城県に生まれ、第二高等学校卒業後、東京帝国大学医科大学医学科に入学した。一九一五年に卒業した後、一九一七年に愛知県立医学専門学校の講師、教授を経て、いったん同校を退職して一九二〇年から自費でウィーン大学、ベルリン大学、パリ大学で主として病理脳外科学を学んだ。一九二二年に愛知医科大学の教授に就任し、一九三一年に同大学が官立移管されて名古屋医科大学になると同大学教授となり、さらに名古屋帝国大学医学部となると同大学教授となった⁴⁰。

齋藤は、同じく医学視学委員だった三浦百重（京都帝国大学教授）とともに一九四六年十一月四日、山梨県立医学専門学校を視察している。『山梨県立中央病院史』によれば、齋藤と三浦は、資金如何で医学諸施設が建設できれば大学への昇格も有望だとの見通しを伝えたという⁴¹。山梨地方軍政部も、この視察を「県立医専と県立女子医専の大学昇格の問題について議論するため」だったと理解している⁴²。視察の目的は、山梨県立医学専門学校の大学昇格の可能性を吟味することにあつた。

山梨県庁所蔵の山梨県立医科大学の設立認可申請にかかわる文書「昭和22年私立学校設置廃止」には、齋藤による名古屋帝国大学野紙一二枚にタイプ印字された一九四六年十二月十二日付の「山梨県立医学専門学校及び山梨県立女子医学専門学校視学報告」が含まれている。

内容は、「一視学日程」「二現在マデノ歴史」「三基礎医学教室トシテ現在使用シツ、アル建築物」「四附属医院ノ現在」「五経理方法」「六教職員ニ就テ」「七予科新設ニ就テ」「八經常費ノ問題」からなっている。長文にわたるため、記述の内容をまとめつつ紹介したい。

「一視学日程」は次のとおり。

一 視学日程

十一月四日午后本視学委員ハ三浦視学委員ト共ニ甲府ニ到着、直チニ山梨県庁ニ齊藤知事ヲ訪問シ古屋清校長、小牧内務部長等ノ諸官ト共ニ将来ノ大学建設及ビ大学経営ノ方針ヲ聞ク

同月五日午前九時同校ニ至リ土屋教授（細菌学腸チフス菌ニ関スル）ノ講義ヲ聴講、次テ白上教授（女子医専二年生物学）ノ染色法ノ講義ヲ聴講シタ

同日十時甲府国立病院視察

同日十一時甲府市紺屋町伝染病院（元愛宕病院）視察、次テ日向町分院視察

同日午後元東部六三部隊跡ニ建設セラレタル医専基礎医学各教室及ビ新築中ノ外来診察所ヲ視察

最後ニ全医専教授ト会シ坐談会ヲ開催シ視察ヲ終了シタ

二日間ニわたつて実施されたこと、設置者である県の知事や内務部長、さらに校長への聞き取り、授業の聴講、実習病院の視察、建設中の教室と診療所の視察、最後に全教授との懇談がなされたことがわかる。

「二現在マデノ歴史」では、本医学専門学校の設立年、在学生の状況、戦災による被害状況とその後の復旧状況がまとめられている。

「三基礎医学教室トシテ現在使用シツ、アル建築物」については、使用している建物の延べ坪、用途、設置されるべきでありながら不足している教室等の手当ての見直しおよびそれに対する医学視学委員の意見が記されている。

る。そして最後に次のような見解が提示されている。

之レヲ要スルニ現在使用可能ナル敷地一六〇〇坪ノ中ニ基礎医学教室及ビ附属医院ヲ建設スル事ハ不可能デアリ六三
部隊ノ全面積四〇〇〇坪アツテモ運動場ノ施設等ヲ考ヘル時ニハ土地余リ大ナリトモ考ヘラレナイ、故ニ四万坪ノ敷
地ハ大学建設地トシテハ最小限度デアリ若シ此ノ四万坪ノ中ニ基礎医学教室及ビ附属医院ヲ建設セントセバ北方ノ高地
ニ基礎医学科教室ヲ全部集中シ南方ノ平地ニ附属医院ヲ建設スル様ニ考想ヲ建テ(ル)ベキデアル

大学として必要な施設設備を充実させるための具体的な提案まで示しているのがわかる。

「四附属医院ノ現在」では、実習に使用してきた県立病院の罹災後の実習状況を記したうえで、「要ハ国立病院ハ
山梨医科大学ニ移管スル事が不可能トハ考ヘラレナイ、若シ其ノ所置ガ採用セラレナイナラバ甲府市デ同ジ所ニ二
ツノ大病院ガ併置セル状態トナリ患者ハ其ノ何レニ向フベキヤ迷フデアラウ、二ツノ口ヲ有スル生物ガ世ノ中ニ生
存シテ居ナイト同様ニ此ノ両大病院ハ一ツノ山梨医科大学附属医院ニ合併サルベキデアルト考ヘラレル」と国立病
院を県に移管し、附属医院とすべきとの見解を記している。さらに附属医院の市街地からの距離、坪数と病床数を
記し、国立病院の移管ができない場合、狭小な敷地に多数の病棟と講義室の建設が必要となることを詳しく示して
いる。

「五経理方法」では、収入と支出の経常費、県費支弁の金額、寄付金の集まり具合についての県当局者の見通し
を記したうえで、「経常費ニ就テ考察スレバ現在有スル附属医院即チ元紺屋町分院、日向町分院入院患者病床合計
百五拾式床デアルカラ一ヶ月収入拾式万円(一年収入最高百五拾万円)デアルカラ年ニ県ガ支弁スル経常費ノ額ハ

相当額ニ上ル物ト思ハネバナラナイ、此ノ点カラ考ヘレバ大学経営ニ対シテハ国立病院ヲ大学ニ早急ニ移管シテモラヒ之ヲ充分ニ活用シテ収入ヲ増加シ大学ノ經理ニ使用スル事ガ最モ大切ナ事デアルト考ヘラレルガ、之モ早急ニ取運ブ事ガ不可能ノ様デアル、之等ノ困難ハ一二県当局及ビ県民ノ熱意ニ待タナケレバナラヌ」と述べている。すなわち、経費のうえで相当に厳しい状況にあることを指摘し、増取のためにも国立病院を県に移管することも重要な点だと説いている。

「六教職員ニ就テ」では同校が設立から間もないこともあつて「今回ノ山梨医学専門学校ノ昇格ニ於テハ此ノ点ニ於テ可成リノ人的要素ノ不備ガアルノデハナイカト思ハレル」との厳しい見方を示した。そのうえで、不利な状況に対処するために、予科を設置しているあいだに「此ノ一二年ノ時間ヲ利用シテ自ラソノ好ム所ノ大学ニ内地留学シテ自分ノ學術的完成ヲ為ス様ニ取り計ヒ、当人モ努力、勤勉スレバ将来教授トシテノ學術完成ニ役立つノデハナイカト考ヘラレル」と提案している。

「七予科新設ニ就テ」では、予科新設には経費がかかるが既存建物を利用すれば設置可能とみられるとし、予科を設置せず、高校から入学者を集めることも可能だが、山梨に優秀な学生は集まらないだろうとしたうえで、名古屋帝国大学の経験（実際には、予科をもつていた愛知医科大学から、それが廃止された名古屋医科大学への移行期の経験と思われる）を持ち出して、予科を設置した方が優秀な学生を集めることができると推奨している。

「八経常費ノ問題」では、名古屋帝国大学の医学部と附属病院の件費を中心とした予算を紹介したうえで、「山梨県立医科大学」の場合、「此等ノ予算ノ中公立大学トナルトスレバ医科大学俸給一九七五〇五三円ト校費三三二七八円合計二三〇七八三七円ガ県費デ支出スベキモノト考ヘラレ附属病院ハ自活スベクセバ経常費ハ何トカヤツテ行ケル事ト考ヘル、故ニ山梨医科大学デハ経常費トシテ支出額ガ毎年約二百万円支出スレバ大学トシテ昇

格可能ナリト考ヘラレル、尚大学完成スルマデ建築費、設備費等ノ諸計費^{〔註〕}ヲ支出スル事ハ勿論デアル」と記したうえで、「尚医学部校費ハ現在三三二七八四円デアルケレ共、諸物価上昇ノ折、予算ハ四一〇倍ガ望マレテ居ル、故ニ此レモ来年度ニ於テ最小限度四倍ノ上昇ガアルモノト考ヘネバナラヌ事ヲ追記スル、サスレバ山梨県トシテハ毎年經常費少クトモ三百万円ノ支出ガ必要ト思ハレル」と報告書は結ばれている。

全体にこの報告書は、山梨県立医学専門学校の大学昇格が不可能だと切り捨てているのではない。だが、施設・設備、教員組織、経費についての厳しい状況を端的に指摘したうえで、同校が医科大学に昇格するための多くの課題を具体的に提示した内容となっている。

おわりに

本稿は、まず医学視学委員の発足過程を解明した。一九二〇年代後半、私立医学専門学校が次々と設置されていくという、大学と専門学校とで行なわれる二元的な医師養成の格差解消と医師養成の水準向上を含意する「医育統一」に反する状況に、文部省は当初、基本財産の設定によつて対応しようとした。だが、法的根拠の脆弱性と金額の低さゆえに十分な効力がなかったため、基本財産設定による抑制策を見直し、以後の新設を認めないことを「省是」としたうえで、既存の医学専門学校の水準向上を図るために、医学視学委員を設置・任命したのである。いいかえれば、文部省は、二元的な医師養成の制度的枠組みには手をつけなのまま、医学専門学校による医師養成という現実を「医育統一」という理想に近づけるために医学視学委員を発足させたのである。

次に、戦前以来、医学視学委員を務めてきた佐多愛彦が敗戦直後の時期に兵庫県立医学専門学校で実施した視察の報告書を紹介した。さらに、医学教育審議会のもとで医学視学委員が改組された経緯を示した。予算の制約で委員の増加を抑え、なるべくマイナーチェンジで済ませたいと考える文部省の意向に反して、サムスが任務の重要さを主張し、医学視学委員の大幅な拡充が決まったことなどを明らかにした。そのうえで、本稿は、新しい医学視学委員に就任した齋藤真が大学昇格を目指していた山梨県立医学専門学校で実施した視察の報告書について紹介した。新旧の医学視学委員は、いずれも敗戦後には旧制医科大学の設置にかかわる視察と協議を行なっていたことになる。戦前において医学視学委員が公立医学専門学校や私立大学医学部の設置に際して視察を行なった痕跡は、国立公文書館所蔵の設置認可関係の文書を検索したかぎりでは見つからない。とすると、この視察と協議は、戦後に新たな職務として加わったものなのかもしれない。

佐多と齋藤の報告書を比べてみると、どちらも施設設備や教員組織、経費について医学専門学校の大学昇格の可能性に照らして現状と課題とを指摘していた。また、どちらも学科課程にはほとんど言及していない。これらの点で類似している。しかし、後者は前者に比べてかなり詳細で、両者の分量には大きな違いがある。内容面でも前者に比べると後者は多くの課題を列挙している。実際、兵庫県立医学専門学校と山梨県立医学専門学校のその後は、対照的な経過をたどった。前者は、一九四六年四月二十日に兵庫県立医科大学として設置が認可された。一方後者は、医学視学委員での協議の結果、B級と判定されてしまった。B級判定は、一九四七年三月末での廃校を意味したが、必ずしも大学昇格不可と同義ではなかった。山梨県は、同年二月二十八日に同校を基礎とする県立医科大学の設置を申請したが、文部省は、齋藤の報告書が指摘した課題、なかでも国立病院の県立移管（県立医科大学附属医院とする）を設置認可の条件としたため、厚生省が県の移管要請を却下したことにより、結局、山梨県立医科大学

学は流産してしまった。⁽⁴³⁾ 二校の明暗はくつきりと分かれたが、そのこと自体、視察報告書のもった意味が決して小さなものではなかったことを示唆している。

医学視学委員は、もともと医師法に基づく無試験免許の指定審査や医学教育水準維持のための実施視察を主要な任務としていた。だが、その後、医学専門学校教育課程の改革への関与、戦後の旧制医科大学認可に際しての視察と協議を行なうようになった。さらに改組を経て任命された新医学視学委員は医学専門学校視察とA級B級判定を実施した。医学視学委員の職務内容についてもともと明確な規定はなく、状況に応じて活動範囲を次第に拡大し、最終的に実態にあわせて内規に示すところとなった。戦前に発足した医学視学委員と戦後に改組されたそれとは、選出の方法や時代背景、人数は大きく異なっていた。だが、その活動は、医学専門学校存在という現実を「教育統一」の理想への接近を目指すという点で発足時の延長線上にあつたといえることができる。それゆえ戦後の学制改革によって、医学専門学校制度が廃止され、大学での医師養成に一元化されることになり、本来の意味での医学視学委員はその役目を終えることになったといえるだろう。

※本稿は、日本学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究（C）15K04220）による成果の一部である

注

- (1) 吉川卓治『公立大学の誕生——近代日本の大学と地域』名古屋大学出版会、二〇一〇年、七四〜七六ページ。
- (2) 米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』野間教育研究所紀要第四三集、二〇〇〇年、五二二〜五二六ページ。
- (3) 吉川卓治「公立医学専門学校増設過程——一九四〇年代前半の地方当局と議会」名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育

史研究室『教育史研究室年報』第一七号、二〇一一年十二月、吉川卓治「総力戦体制下における高等教育機関の設置と地域——公立医学専門学校に注目して」『大学史研究』第二六号、二〇一七年十二月を参照。

- (4) 林透「高等教育における視学委員制度の研究——認証評価制度のルーツを探る」東信堂、二〇一四年、第一章、第二章を参照。
- (5) 前掲『教育審議会の研究 高等教育改革』五一―五五ページ。
- (6) 橋本鉦市「専門職養成の政策過程——戦後日本の医師数をめぐって」学術出版会、二〇〇八年、第三章を参照。
- (7) 『医海時報』の性格については、前掲『公立大学の誕生』補論①を参照。
- (8) 「医専校熱随所に高まる」『医海時報』第一七二二号、一九二七年八月六日、二〇ページ。
- (9) 「医育問題の将来と両博士」『医海時報』第一七三〇号、一九二七年十月一日、三四ページ。
- (10) 「医専勃興対策運動」『医海時報』第一七四七号、一九二八年二月十一日、三三ページ。
- (11) 「大阪府医の提案と代表者」『医海時報』第一七五二号、一九二八年三月十日、一五ページ。
- (12) 「医専校と基本資金」『医海時報』第一七五一号、一九二八年三月三日、一三ページ。
- (13) 「医専校創立寄金の願」『医海時報』第一七五九号、一九二八年四月二十八日、二四ページ。
- (14) 「更に文部省方面の之に関する方針は如何」『医海時報』第一七六二号、一九二八年五月十九日、一〇ページ。
- (15) 前掲『公立大学の誕生』一四六―一四八ページ。
- (16) 「医育関係各大学、専門学校比較統計表」春山順之輔資料(AW―6)、日本私学教育研究所所蔵。
- (17) 『関西医科大学四十年の歩み』関西医科大学、一九六八年、三七ページ。
- (18) 「医専校濫設其極に達す」『医海時報』第一七六九号、一九二八年七月七日、一三ページ。
- (19) 「連絡交渉機関として生れた私立医専校長協議会」『医海時報』第一八一二号、一九二九年五月十一日、一五ページ。
- (20) 「医育に対する省是決る」『医海時報』第一八二七号、一九二九年八月二十四日、二四ページ。
- (21) 「文相と医界長老の会見」『医海時報』第一八二三号、一九二九年七月二十七日、二三ページ。
- (22) 「小橋文相果して覚れる乎 学者の切なる忠言を容れ 小手調に医育督学官の新設の議」『医海時報』第一八二五号、一九二九

年八月十日、九ページ。

(23) 「小橋文相果して覚れる乎 学者の切なる忠言を容れ 小手調に医育督学官の新設の議」『医海時報』第一八二五号、一九二九年八月十日、九ページ。

(24) 「文部省矢継早に棄育へ」『医海時報』第一八四〇号、一九二九年十一月二十三日、一四ページ。

(25) 前掲『高等教育における視学委員制度の研究』三三三ページ。なお、一九四六年までには、この委員のうち佐多と林を除く三名が退任し、石原忍（前橋医学専門学校長）、宮川米次（東京帝国大学教授）、坂口康蔵（東京帝国大学教授）、正路倫之助（京都帝国大学教授）が就任している（「文部省視学委員任命手当其ノ他」昭五九文部〇二三三一一〇〇、国立公文書館所蔵）。

(26) 「医育改善の将来に就き初顔合せの席上に於て文相最大権限を与ふ」『医海時報』第一八四五号、一九二九年十二月二十八日、九ページ。

(27) 米田俊彦編『近代日本教育関係法令体系』港の人、二〇〇九年、一一七ページ。

(28) 「神戸医科大学（兵庫県）第二冊」昭四七文部〇一三三六一〇〇、国立公文書館所蔵。

(29) 佐多の医学教育に関する主張については、前掲『公立大学の誕生』の第一章を参照。

(30) 前掲『専門職養成の政策過程』一三九〜一四一ページ。

(31) 同前、一五〇ページ。

(32) 同前、一五二ページ。ただしMeeting of the Council on Medical Education, 7 June 1946 (GHQ/SCAP/PHW 文書、国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、PHW01360 所収) により独自に補った。

(33) 前掲『専門職養成の政策過程』一五二ページ。ただしMeeting of the Council on Medical Education, 15 June 1946 (GHQ/SCAP/PHW 文書、国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、PHW01360 所収) により独自に補った。

(34) Meeting of the Council on Medical Education, 5 July 1946 (GHQ/SCAP/PHW 文書、国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフィッシュ、PHW01360 所収)

(35) 前掲『専門職養成の政策過程』一五七ページ。ただしMeeting of the Council on Medical Education, 6 September 1946 (GHQ/

SCAP/PHW 文書、国会図書館憲政資料室所蔵マイクロフイッシュ、PHW01360 所収）により一部解釈を変えている。

- (36) 前掲『高等教育における視学委員制度の研究』五五ページおよび前掲「文部省視学委員任命手当其ノ他」。
- (37) 「新医学視学委員決定」『日本医事新報』第二二〇〇号、一九四六年十月二十一日、九ページ。
- (38) 前掲「文部省視学委員任命手当其ノ他」。
- (39) 「各部事務規程 文部省委員及医学視学委員職務規程」昭五九文部〇一一三七一〇〇、国立公文書館所蔵。ただしデジタルアーカイブにて閲覧。
- (40) 松本明知編著『斎藤真教授と脊椎麻酔』岩波ブックサービスセンター、二〇〇〇年、七〜一〇ページ。
- (41) 山梨県立中央病院編『山梨県立中央病院史』山梨県立中央病院、一九八二年、三五九ページ。
- (42) Semi-monthly Occupational Activity Report No. 42, 25 November 1946（ただし、大矢一人編『軍政レポート…一九四六年七月〜一九四七年三月』第六卷、現代史料出版、二〇一〇年、一四一ページ所取によった）。
- (43) 吉川卓治「戦後改革期山梨県における公立大学設立運動」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）』第六四卷第二号、二〇一八年三月。

（よしかわ・たくじ 名古屋大学大学院教育発達科学研究科）